

電力系統利用に関する情報公表取扱基準

平成29年 7月 1日 (制 定)

東 北 電 力 株 式 会 社
ネットワークサービス部
電 力 シ ス テ ム 部
配 電 部

目 次

1. 目的	1
2. 基本方針	1
3. 用語の定義	1
4. 適用範囲	1
5. 公表する情報の考え方	2
6. 公表の方法	2
7. 保護すべき情報の取扱い	2
別表1-1 送配電部門が公開する情報項目	4
別表1-2 送配電部門が提示する情報項目	5
別表2 保護すべき情報	6

電力系統利用に関する情報公表取扱基準

1. 目的

この基準は、当社の送配電部門が、当社の送配電システムを利用するすべての事業者および需要者に対して、保護すべき情報の漏洩防止を図りつつ、公平性・透明性を確保することを目的とし、系統情報および設備形成・系統にかかわるルール等、当社の送配電系統の利用に関する情報を公表する上での取扱いを定めたものである。

2. 基本方針

送配電部門は、公平性・透明性確保の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。

3. 用語の定義

この基準における用語の定義は次による。

(1) 当社

東北電力株式会社をいう。

(2) 託送供給等業務

託送供給および発電量調整供給に関する、送配電システムへの系統連系に必要な設備工事の検討・計画・実施、および送配電システムの保守・運用、ならびに託送供給契約および発電量調整供給契約の締結などの業務をいう。

(3) 送配電等業務

託送供給等業務およびその他の変電、送電、配電に係わる業務をいう。

(4) 送配電部門

送配電等業務を行う業務機関または部署をいう。

(5) 公表

公開もしくは提示することをいう。

(6) 公開

当社ウェブサイトへの掲載や配布等により、対象者を限定せず、広く一般に情報を提供することをいう。

(7) 提示

系統情報公表を求める個々の要請に応じて、セキュリティを確保のうえ、情報を個々に示して説明を行うことをいう。

4. 適用範囲

この基準は、送配電部門による情報の公表に適用する。

5. 公表する情報および考え方

- (1) 当社は別表1-1, 1-2に示す情報を含め、送配電部門の公平性・透明性を確保するための情報について原則公表する。
ただし、「別表2 保護すべき情報」で定める情報については原則公表しない。
- (2) 公表区分は以下のとおりとする。
 - a. 系統利用者等が広く知っておくべきルールおよび情報については公開とする。
 - b. 送配電部門は、別表1-2の系統アクセス情報等について、系統接続を検討している事業者から系統利用検討の目的のために情報公表の要請があった場合、保有している情報は、当該要請者への提示とする。
- (3) 提示に際し、以下の措置を行う。
 - a. 閲覧者の事前登録
閲覧の対象者は、当社送配電系統に発電設備または需要設備の連系を具体的に検討している事業者とし、送配電部門は閲覧に際し事前に閲覧者の登録を求める。
また、閲覧にあたっては、閲覧者の身元を、身分証明書、社員証等で確認する。
 - b. 閲覧目的の明確化
当社送配電系統への発電設備または需要設備の連系検討が目的であることを、当該要請者は文書により明確化する。
 - c. 秘密保持契約の締結
送配電部門は、必要に応じ当該要請者に対し、提示された情報を当該目的以外に利用しないことおよび第三者*に提供しないこと等について、秘密保持契約を締結する。
※：第三者とは、当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいう。
 - d. その他提示する情報の保護のために必要な措置
その他必要に応じて、提示する日時と場所を予め指定する等、必要な措置を行う。

6. 公表の方法

- (1) 公開する情報については、当社ウェブサイトへの掲載や配布等により提供する。
- (2) 提示する情報については、当該要請者に対し、個々に情報を示し説明を行う。提示にあたっては、当該要請者に対し、情報の目的外利用を禁止する旨を確認する。

7. 保護すべき情報の取扱い

- (1) 以下のaおよびbの情報を保護すべき情報とし、具体的には別表2に示す。
 - a. 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報
 - b. 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関する情報
- (2) 当社は、「別表2 保護すべき情報」に示す特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関する情報について、原則公表しないが、社会的要請などに基づく第三者情報の公表については、第三者の許諾が得られればこの限りではない。

また、以下の場合は要請者に対し原則として提示する。

- ・ 要請者自身が自己に係わる情報の提示を求める場合
- ・ 情報提供の対象となる当事者の了解を受けている要請者から、文書による情報提供の依頼を受け、5（3）に示す措置を行う場合

別表 1 - 1 送配電部門が公開する情報項目

情報項目	公表の手段	公表時期
<p>(a) 送配電部門の系統ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力系統利用に関する情報公表取扱基準 <p>【特別高圧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統計画作成基準 ・ 系統アクセス検討基準 ・ 給電基準 ・ 給電業務管理基準 ・ 系統保護基準 ・ 需給・系統運用基準 ・ 作業停止業務処理基準 <p>【高圧・低圧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧系統業務指針 ・ 低圧系統業務指針 	<p>当社のウェブサイト あるいは配布等</p>	<p>都度</p>
<p>(b) 流通設備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通設備建設計画（工事対象 275kV 以上） 	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>(c) 系統の空容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上） 	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>(d) 需給関連情報（需給予想）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・ 当社供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力 	<p>同上</p>	<p>翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃</p>
<p>(e) 需給関連情報（電力使用状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社供給区域の需要電力の現在値 ・ 当社供給区域の当日及び前日^{※1}の需要実績カーブ ・ 当社供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻 	<p>同上</p>	<p>都度</p>
<p>(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報^{※2}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出力抑制が行われた日、時間帯 ・ その時間帯ごとに給電指令が行われた出力の合計 ・ 理由（「下げ調整力不足」などの要因） 	<p>同上</p>	<p>出力抑制が行われた日の属する月の翌月</p>

※1：過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

※2：公表する事項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に準ずる。

別表 1 - 2 送配電部門が提示する情報項目

情報項目	公表の手段	提示時期
<p>(a)流通設備の故障状況^{※3} (設備名, 発生時刻, 原因, 復旧状況等)</p>	<p>問合せに応じ, 設備を管轄する営業所(給電申告書等を締結している場合は, 記載されている事業所)が, 個別に示し, 説明。</p>	<p>都度</p>
<p>(b)系統アクセス情報(特別高圧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地内系統(地域間連系線を除く。)の送電系統図(送電線, 変圧器等の容量を含む。)(但し, 別表 1 - 1 (c)により公表する情報を除く) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の設備定数(送電線, 変圧器等の電圧, インピーダンス等), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画(但し, 別表 1 - 1 (b) (c)により公表する情報を除く) ・地内系統の停電実績(但し, 停電発生時に当社ウェブサイト等で公表する情報を除く) 	<p>系統アクセス検討基準(特別高圧)で定める送配電部門の窓口での閲覧^{※4}, または, 個別に示し, 説明。</p>	<p>同上</p>
<p>(c)系統アクセス情報(高圧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下, 本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線, 変圧器等の電圧, インピーダンス等), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(但し, 停電発生時に当社のウェブサイト等で公表する情報を除く) 	<p>高圧系統業務指針で定める送配電部門の窓口での閲覧^{※4}, または, 個別に示し, 説明。</p>	<p>同上</p>

※3: 送配電線等の事故情報については, 社会的影響の大きな場合, 上表によらず公開する場合があります。

※4: 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。

別表2 保護すべき情報

1. 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設，機能喪失により広く社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

[重要施設の例]

- ・重要官公庁：裁判所，外国公館，官公庁舎，刑務所，地方自治体会議施設，警察署，消防署
- ・上下水道：浄水場，給水場，下水処理場，排水場
- ・ガス供給：製造所，供給所，貯蔵所，整圧所
- ・病院等：国公立病院，大学付属病院，総合病院，救急指定病院
- ・交通施設：高速道路，空港，航空標識，灯台，長大トンネル，鉄道運行用発変電所
- ・原子力関連施設の所内電源供給地点
- ・情報通信：主要な電気通信事業者施設
- ・金融機関：主要な金融機関，金融商品取引所
- ・その他社会的影響が懸念される施設
：電気事業者の給電所・制御所，報道機関，高層ビル，地下街，自衛隊施設，米軍施設

2. 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関する情報

(1) 公表することにより，第三者の競争上の地位，その他正当な利益を害する懸念があるもの

○ 個々の事業者の事業状況

- ・電源の開発（卸調達）状況，性能，作業条件，運転コスト，運転計画・実績
- ・燃料調達，消費状況
- ・需要動向（分布），需要実績
- ・売上情報 等競争に影響を与える情報 等

(2) 私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・契約者，契約者の所在地，契約期間，契約電力，契約金額，契約条件，第三者の経営状況 等